

# Data and Digital Insights Vol. 10

外国事業者による個人情報保護法対応

2026年2月6日

弁護士 小倉 徹  
弁護士 清水 裕大

日本の個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）は、外国事業者が日本国内に事務所を設置し、または日本国内で事業活動を行っている場合など、日本国内で個人情報データベース等<sup>1</sup>を事業の用に供していると認められる場合のみならず<sup>2</sup>、外国事業者が日本国内にある者に対する物品または役務の提供に関連して、日本国内にある者を本人とする個人情報等を外国において取り扱う場合についても適用があります（個人情報保護法 171条）。

本稿では、このように個人情報保護法の適用対象となる外国事業者が、既に外国の個人情報保護関連法令<sup>3</sup>を遵守していることを前提に、日本の個人情報保護法に基づき追加的に検討・対応が必要になると考えられる事項について、プライバシーポリシー、契約、社内規程の策定、記録の作成等の実務的な整備項目を中心に概説します。

## 目次

1. プライバシーポリシー
  - (1) 利用目的
  - (2) 第三者に対する提供
  - (3) 外国にある第三者への提供
  - (4) 開示等請求
  - (5) 日本語版の作成
2. 契約
  - (1) 委託先の監督のための委託契約
  - (2) 外国にある第三者に対する個人データの提供規制に対応するための、提供先との間の契約
3. 社内規程、記録等

---

<sup>1</sup> 同法 16条1項

<sup>2</sup> 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（以下「外国第三者提供ガイドライン」といいます。）2-2 参照

<sup>3</sup> 便宜上、EU における General Data Protection Regulation（一般データ保護規則）（以下「GDPR」といいます。）、米国カリフォルニア州における California Consumer Privacy Act（カリフォルニア州消費者プライバシー法）（California Privacy Rights Act による改正後の内容を含み、以下「CCPA」といいます。）等を念頭に置いて解説しております。

- (1) 社内規程
- (2) 第三者提供記録

4. その他

5. あとがき

## 1. プライバシーポリシー

外国事業者は、外国の個人情報保護関連法令に基づき、「Privacy Policy」、「Privacy Notice」といった文書を通じて、法定の事項を含め、個人情報の取扱いに関して、本人に対して情報提供を行っている場合が多いです<sup>4</sup>。

日本においても、個人情報保護法に基づく以下の要請に対応するため、「個人情報保護方針」、「プライバシーポリシー」といった名称の文書を作成し、通知・公表することが一般的です。

- ① 安全管理措置の一つである基本方針の策定（同法 23 条、[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）](#)（以下「通則ガイドライン」という。）10-1）
- ② 利用目的の通知・公表（同法 21 条 1 項）、保有個人データ<sup>5</sup>に関する公表（同法 32 条 1 項）、オプトアウトに関する通知・公表（同法 27 条 2 項）、共同利用に関する通知・公表（同条 5 項 3 号）、仮名加工情報<sup>6</sup>・匿名加工情報<sup>7</sup>に関する公表（同法 41 条 4 項、43 条 3 項、同条 4 項、44 条）といった通知・公表の義務
- ③ 第三者提供の同意（同法 27 条 1 項）、外国にある第三者への提供に関する同意（同法 28 条 1 項・2 項）、個人関連情報<sup>8</sup>を個人データ<sup>9</sup>として取得することについての同意（同法 31 条 1 項 1 号）といった同意取得の前提としての情報提供

既に外国の個人情報保護関連法令に基づきプライバシーポリシー等の作成を行っている外国事業者は、既存のプライバシーポリシー等の内容を踏まえ、日本における個人情報の取扱いに特化したプライバシーポリシー等を新たに別途作成するか、既存のプライバシーポリシー等を本則

<sup>4</sup> GDPR13 条・14 条、CCPA1798.130 等

<sup>5</sup> 個人情報取扱事業者が、本人またはその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止の全て（以下「開示等」といいます。）に応じることができる権限を有する個人データをいいます（同法 16 条 4 項）。

<sup>6</sup> 個人情報を、その区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます（同法 2 条 5 項）。

<sup>7</sup> 個人情報を、その区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます（同法 2 条 6 項）。

<sup>8</sup> 生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいいます（同法 2 条 7 項）。

<sup>9</sup> 個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいいます（同法 16 条 3 項）。

としつつ、特則として、日本法の上記要請により記載するべき事項を Addendum の形式で作成するかのいずれかの方法を探ることが多いように思われます<sup>10</sup>。

そして、個人情報保護法に適合したプライバシーポリシー等を作成するために検討・対応する必要があるケースが多いと考えられる事項としては、以下が挙げられます。

## (1) 利用目的

個人情報保護法においては、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならず（同法 17 条 1 項）、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましいとされます（通則ガイドライン 3-1-1）。具体的には、「事業活動に用いるため」、「マーケティング活動に用いるため」、「お客様のサービスの向上」といった利用目的は、できる限り具体的に特定したことにならないとされています（通則ガイドライン 3-1-1）。

また、一連の個人情報の取扱いの中で、本人が合理的に予測・想定できないような個人情報の取扱いを行う場合には、かかる取扱いを行うことを含めて、利用目的を特定する必要があるとされ、例えば、いわゆる「プロファイリング」（本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理）を行う場合には、分析結果をどのような目的で利用するかのみならず、前提として、かかる分析処理を行うことを含めて、利用目的を特定する必要があるとされます（「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン](#)」に関する Q&A（以下「QA」といいます。）2-1）。

このため、外国事業者は、外国の個人情報保護関連法令に基づいて特定した処理目的、事業目的・商業目的等<sup>11</sup>が、上記の要件を満たしているか確認し、必要に応じて修正する必要があります。

## (2) 第三者に対する提供

個人情報保護法においては、個人データを第三者に提供する場合、原則として、あらかじめ本人から同意を得る必要があります（同法 27 条 1 項）。個人情報を第三者に提供することがあらかじめ想定される場合には、その旨が明確に分かるよう利用目的を特定し（通則ガイドライン 3-1-1）、また、同意を得るに当たっては、事業の性質および個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければなりませんが（通則ガイドライン 2-16）、提供先を個別に明示することまでは求められず（QA7-9）<sup>12</sup>、また、必ずしも第三者提供のたびに同意を得なければならないわけではありません（QA7-9）。

<sup>10</sup> これらの方針のほか、管理コストの低減等の観点から、関連する全ての法域の法令に適合した一つの統一的なプライバシーポリシー等を作成することも考えられますが、処理の法的根拠、越境移転の根拠、同意の要否、本人の権利等が法域ごとに異なることから、全ての法域の法令に適合したものを作成することは現実的には難しい場合もあり得ます。

<sup>11</sup> GDPR 13 条 1 項(c)、CCPA 1798.140(e)(g) 等

<sup>12</sup> 想定される提供先の範囲や属性を示すことは望ましいとされています（QA7-9）。また、第三者提供に関する同意については、QA7-6、7-7、1-60 ないし 1-62 等も参考になります。

8)。実務上は、プライバシーポリシー等において、個人データを第三者に提供する旨、提供先の第三者の属性、提供先の第三者における利用目的等を記載した上で本人から同意を取得することが少なくありません。

上記については、いくつかの例外があり、実務上よく用いられるものとしては、委託に伴う提供（同法 27 条 5 項 1 号）と共同利用（同項 3 号）があります<sup>13</sup>。

## ア 委託

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部または一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しないとされ、その結果、当該提供先に対する個人データの提供について、本人の同意は不要とされます（同法 27 条 5 項 1 号）。

ここでの提供先は、GDPR における処理者（Processor）や、CCPA におけるサービス提供者（service provider）ないし契約業者（contractor）に似た位置づけであると考えられます<sup>14</sup>。

## イ 共同利用

特定の者との間で共同して利用される個人データを当該特定の者に提供する場合であって、次の①から⑤までの情報を、提供に当たりあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているときには、当該提供先は、本人から見て、当該個人データを当初提供した事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があると考えられることから、第三者に該当しないとされます。そして、その結果、当該提供先に対する個人データの提供について、本人の同意は不要とされます（同項 3 号）。

- ① 共同利用をする旨
- ② 共同して利用される個人データの項目
- ③ 共同して利用する者の範囲
- ④ 利用する者の利用目的
- ⑤ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名

グループ企業で総合的なサービスを提供するために取得時の利用目的の範囲内で情報を共有する場合などに、共同利用に依拠することが考えられます。上記のとおり、共同利用に依拠する場合には、本人の同意は不要ですが、共同利用に関する通知・公表の要件を満たすためにプライバシーポリシー等に上記の法定の事項を記載する必要があります。

---

<sup>13</sup> これらのほか、オプトアウトによる第三者提供の例外もあります。オプトアウトによる第三者提供は、個人データの第三者への提供に当たり、法定の事項をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出た場合には、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができるという仕組みであり（同法 27 条 2 項）、インターネット上等において不特定多数の者が取得できる公開情報を取得し、新たに特定の個人情報を検索することができるよう構成したデータベースを作成した上で、第三者に提供するような、第三者提供を行う際に本人との接点を有しない場合などに有用です。

<sup>14</sup> GDPR4 条(8)、CCPA1798.140(ag)(j)等

上記のとおり、他の事業者等に個人データを提供する場合には、同意を得るための前提として一定の情報をプライバシーポリシー等に記載した上で同意を得るか、上記ア・イなどの例外に依拠できるかを検討した上で、必要に応じてプライバシーポリシー等に法定の事項を記載する必要があります。外国の個人情報保護関連法令においては、他の事業者等に個人情報を提供するにあたり、必ずしも同意の取得が原則ルールとされていない場合も想定されるため<sup>15</sup>、個人情報保護法上のどのような法的根拠に基づいて個人データを提供するのかについて整理しておく必要があります。

なお、本稿の執筆時点で、個人情報保護法の改正の議論がなされており、2026年1月9日に個人情報保護委員会により公表された「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しの制度改革方針」（以下「3年ごと見直し制度改革方針」といいます。）によれば、個人データの第三者提供について、統計情報等の作成にのみ利用されることが担保されていること等を条件に本人同意を不要とすることや、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合は本人同意を不要とすることが検討されており、個人情報保護法の改正動向次第では、これまでと異なる例外規定に依拠できる場合も想定されます。

### (3) 外国にある第三者への提供

個人情報取扱事業者は、個人データを外国（日本域外の国または地域をいいます。）にある第三者に提供するに当たっては、次の①から③までのいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要があります（同法28条）。

- ① 当該第三者が、我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護制度を有している国として規則で定める国（EUおよび英国）<sup>16</sup>にある場合
- ② 当該第三者が、個人情報取扱事業者が講すべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制として規則で定める基準<sup>17</sup>に適合する体制（以下「基準適合体制」といいます。）を整備している場合
- ③ 個人情報保護法27条1項各号に該当する場合

上記①から③のいずれにも該当しない場合には、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る必要があり、同意取得の前提として、当該外国の名称、適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報および当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報を本人に提供する必要があります

<sup>15</sup> GDPRにおいては、第三者への提供を全ての処理に法的根拠が必要となり、第三者への提供に関して特別なルールが存在するわけではありません。CCPAにおいては、本人は、自己の個人情報を第三者に販売または共有する事業者に対し、いつでも当該個人情報を販売または共有しないように指示する（オプトアウト）権利を有します（1798.120(a)）。

<sup>16</sup> 個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等

<sup>17</sup> 個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、個人情報保護法4章2節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること（同法施行規則16条1号）または個人データの提供を受ける者が、個人情報の取扱いに係る国際的な枠組みに基づく認定を受けていること（同条2号）

す（同法 28 条 2 項・同法施行規則 17 条 2 項）。このため、これらの情報をプライバシーポリシー等に記載する必要があります。

外国の個人情報保護関連法令においては、他国に所在する他の事業者等に個人情報を提供することに関して、ルールを上乗せする規制がない場合も想定されるため<sup>18</sup>、日本国外に所在する事業者に個人データを提供する場合があるか、ある場合に個人情報保護法上のどのような法的根拠に基づいて日本国外に所在する事業者に個人データを提供するのかについて整理しておく必要があります。

#### (4) 開示等請求

個人情報保護法においては、本人は、以下の請求を行うことができますので、個人情報取扱事業者は、要件に該当する場合には、請求に対応しなければなりません。

- ① 保有個人データの利用目的の通知（同法 32 条 2 項）
- ② 保有個人データの開示（同法 33 条 1 項）
- ③ 第三者提供記録の開示（同条 5 項）
- ④ 保有個人データの訂正、追加または削除（同法 34 条）
- ⑤ 保有個人データの利用停止または消去（同法 35 条 1 項、5 項）
- ⑥ 保有個人データの第三者提供の停止（同法 35 条 3 項、5 項）

個人情報取扱事業者は、上記請求を受け付ける方法を定めることができます（同法 37 条）、当該方法を定めた場合には、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含みます。）に置いておかなければならぬため（同法 32 条 1 項 3 号）、請求を行うことができるこことおよびその方法について、プライバシーポリシー等に記載することが考えられます。

外国の個人情報保護関連法令においては、個人情報保護法よりも広い請求権を付与している場合があるため<sup>19</sup>、日本法に基づく請求を行うことが想定される本人との関係では、プライバシーポリシー等において、日本法に沿った内容を記載しておくのが望ましいといえます。

---

<sup>18</sup> GDPRにおいては 44 条以下で域外移転規制が定められていますが、CCPAにおいては域外移転規制は特段定められていません。

<sup>19</sup> データポータビリティ権（GDPR20 条、CCPA1798.130(a)(3)(B)(iii)等）、自動化された意思決定に関する権利（GDPR22 条、CCPA1798.185(a)(15)等）等

## (5) 日本語版の作成

日本語版のプライバシーポリシー等の通知または公表を行わないことは、利用目的の特定等の観点で、不十分と判断されるおそれがあるため、特に日本語でサービス提供する場合には、日本語版の作成を行うのが穩当であると思われます<sup>20</sup>。

## 2. 契約

外国事業者は、外国の個人情報保護関連法令に基づき、外部事業者との間で、「Data Processing Agreement」といった契約書を締結し、個人情報の取扱いについて合意している場合が多いです<sup>21</sup>。

日本においても、個人情報保護法に基づく以下の要請に対応するため、「個人情報の取扱いに関する契約書（覚書）」といった契約書を締結するか、あるいは、取引に関する契約書の中に、個人情報に関する条項を定めることが一般的です。

- ① 委託先の監督（同法 25 条）のための委託契約の締結（通則ガイドライン 3-4-4）
- ② 基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供していることをもって、外国にある第三者に対する個人データの提供規制（同法 28 条）に対応するための、提供先との間の契約の締結（同法施行規則 16 条 1 号）

既に外国の個人情報保護関連法令に基づき外部事業者との間の契約を締結している外国事業者は、既存の契約が日本法の上記要請を充足しているかを検討し、充足していない場合には日本法の観点から必要な事項を追加する必要があります。

そして、既存の日本法の要請を充足しているかを検討するに当たって、主に確認するべきポイントは、以下のとおりです。

### (1) 委託先の監督のための委託契約

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、委託先において当該個人データについて安全管理措置が適切に講じられるよう、委託先に対し必要かつ適切な監督をしなければならず（同法 25 条）、取扱いを委託する個人データの内容を踏まえ、個人データが漏えい等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、委託する事業の規模および性質、個人データの取扱状況（取り扱う個人データの性質および量を含みます。）

---

<sup>20</sup> 個人情報保護法 17 条 1 項の文脈ではありませんが、個人情報保護委員会は、「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（案）](#)」に関する意見募集結果（2016 年 11 月 30 日）No. 781において、利用目的の通知または公表に用いる言語については、取り扱う個人データの性質、取扱いの実態等の事情を勘案して個別の事例ごとに判断することとなるし、また、「[個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示案](#)」に関する意見募集結果（2021 年 8 月 2 日）No.259において、個人データの漏えい等の際の本人に対する通知について、日本語または本人が合理的に理解できると考えられる言語で行う必要があるとしています。

<sup>21</sup> GDPR28 条 1 項、CCPA 規則 7051 等

等に起因するリスクに応じて、適切な委託先の選定、委託契約の締結および委託先における個人データ取扱状況の把握を行わなければなりません（通則ガイドライン 3-4-4）。

ここでの委託契約においては、以下のような条項を定めることが一般的です。

- ・ 委託先における個人データの取扱いの範囲の限定
- ・ 委託先における安全管理措置
- ・ 漏えい等発生時の委託元に対する通知
- ・ 個人データの取扱状況の監査・報告
- ・ 委託先による再委託の可否・条件
- ・ 契約終了時の個人データの破棄・返還・削除

もっとも、通則ガイドラインは、「当該個人データの取扱いに関する、必要かつ適切な安全管理措置として、委託元、委託先双方が同意した内容とともに、委託先における委託された個人データの取扱状況を委託元が合理的に把握することを盛り込むことが望ましい。」とするのみで、委託契約において定めるべき事項は特段法定されていません。

なお、3年ごと見直し制度改正方針によれば、取扱いを委託された個人データを当該委託を受けた業務の遂行に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない旨の義務を委託先に明文規定により課すことや、委託先が委託元から指示された方法で機械的に個人データを取り扱うのみの場合においては、委託契約において、取扱いの方法の全部について合意し、かつ委託先における取扱いの状況を委託元が把握するために必要な措置等について合意した場合は、当該委託先に対しては、個人情報保護法4章の各義務規定の適用を原則として免除することが検討されています。このため、個人情報保護法の改正動向次第では、改正法に準拠した委託契約を締結する必要性が出てくるものと思われます。

## **(2) 外国にある第三者に対する個人データの提供規制に対応するための、提供先との間の契約**

個人情報取扱事業者が、個人データを外国（日本域外の国または地域をいいます。）にある第三者に提供するに当たって採り得る選択肢は、上記1の(3)のとおりですが、基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する方法により外国にある第三者に対する個人データの提供規制（同法28条）に対応する場合（上記1の(3)の②）、提供元である個人情報取扱事業者と提供先との間で契約、覚書等を締結し、当該提供先における個人データの取扱いについて、個人情報保護法4章2節の規定の趣旨に沿った措置（以下「相当措置」といいます。）<sup>22</sup>の実施を確保することが考えられます（同法施行規則16条1号）。この場合、提供先との間の契約等においては、少なくとも、利用目的の特定（同法17条）、利用目的による制限（同法18条）、安全管理措置（同法23条）、従業者の監督（同法24条）、委託先の監督（同法

<sup>22</sup> 個人情報保護法4章2節の規定の趣旨に沿った措置として、外国第三者提供ガイドライン4-2-1から4-2-20までに記述する事項について、契約書等に記述する方法によって担保されていなければなりませんが、他方で、契約等に外国第三者提供ガイドライン4-2-1から4-2-20までに記述する全ての事項を規定しなければならないものではなく、「法第4章第2節の規定の趣旨」に鑑みて、実質的に適切かつ合理的な方法により、外国にある第三者に提供された個人データに係る本人の権利利益の保護に必要な範囲で、「措置」の実施が確保されれば足りるとされます（外国第三者提供ガイドライン4-2）。

25条)、漏えい等の報告等(同法26条)、第三者提供の制限(同法27条)および外国にある第三者への提供の制限(同法28条)の規定を踏まえた条項を盛り込む必要がある場合が多いものと考えられます。

また、基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する方法により外国にある第三者に対する個人データの提供規制(同法28条)に対応する場合、以下の対応が求められます(同法28条3項、同法施行規則18条1項各号)。

- 当該第三者による相当措置の実施状況ならびに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無およびその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること
- 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データの当該第三者への提供を停止すること

このため、上記要請に対応するための条項を、提供元と提供先の間の契約等に盛り込むことも少なくありません。

### 3. 社内規程、記録等

外国事業者は、外国の個人情報保護関連法令に基づき、社内規程の策定や処理の記録の作成といった対応を行っている場合が多いです<sup>23</sup>。

日本においても、個人情報保護法に基づく以下の要請に対応する必要があります。

- 安全管理措置の一つとしての個人データの具体的な取扱いに係る規律の整備(同法23条、通則ガイドライン10-2)
- 個人データの第三者提供記録の作成(同法29条1項、30条3項)

既に外国の個人情報保護関連法令に基づき社内規程の策定や処理の記録の作成を行っている外国事業者は、既存の対応が日本法の上記要請を充足しているかを検討し、充足していない場合には追加的に対応を行う必要があります。

そして、既存の日本法の要請を充足しているかを検討するに当たって、主に確認するべきポイントは以下のとおりです。

#### (1) 社内規程

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために、個人データの具体的な取扱いに係る規律を整備しなければならないとされています(通則ガイドライン10-2)。そして、その具体的な手法として、取得、利用、保存、提供、

<sup>23</sup> GDPR24条2項が社内規程につき、GDPR30条がデータ処理全般記録につき定めています。また、CCPA1798.199.40(b)・CCPA規則7101は本人の権利行使に関する記録について定めています。

削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について定める個人データの取扱規程を策定することが考えられるとされ、また、具体的に定める事項については、組織的の安全管理措置、人的の安全管理措置および物理的安全管理措置の内容ならびに情報システムを使用して個人データを取り扱う場合は技術的安全管理措置の内容を織り込むことが重要であるとされています（通則ガイドライン 10-2）。

なお、上記の組織的安全管理措置の一つとして、漏えい等<sup>24</sup>またはそのおそれのある事案（以下「漏えい等事案」といいます。）の発生または兆候を把握した場合に適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければならないとされています（通則ガイドライン 10-3）。漏えい等事案が発生した場合であって、当該漏えい等事案が形式的に報告対象事態<sup>25</sup>に該当するときには、仮に本人の権利または自由に対するリスクが大きいとは言えないようなケースであっても、基本的に個人情報保護委員会への報告および本人への通知が必要になります（同法 26 条）<sup>26</sup>。外国の個人情報保護関連法令の中には、当局への報告や本人通知の要否に関し、本人の権利または自由に対するリスクの有無・程度が考慮されるものがあるため<sup>27</sup>、外国事業者としては外国の個人情報保護関連法令と日本法との違いに留意しておく必要があります。

## **(2) 第三者提供記録**

個人情報取扱事業者は、個人データを第三者に提供したときは、第三者提供記録を作成しなければならず（同法 29 条 1 項）、また、個人データの提供を受けるときは確認を行った上（同法 30 条 1 項）、記録を作成しなければなりません（同条 3 項）。

個人データを他の事業者等に提供する際には、個人情報保護法上のどのような法的根拠に基づいて個人データを提供するのかについて整理しておく必要があるのは上記で述べたとおりですが、第三者提供（同法 27 条 1 項または 28 条 1 項）に基づき個人データを提供する場合には、確認・記録義務にも留意する必要があります。なお、確認・記録義務については、明文上および解釈上、複数の例外が定められています<sup>28</sup>。

## **4. その他**

上記のほか、個人情報保護法においては、提供元では個人データに該当しないが、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける個人関連情報の第三者提供の制限の規制（同法 31 条）<sup>29</sup>など、外国

<sup>24</sup> 漏えい、滅失または毀損をいいます。

<sup>25</sup> 個人情報保護法施行規則 7 条各号

<sup>26</sup> なお、3 年ごと見直し制度改正方針によれば、漏えい等に関する報告について、一定の合理化を図る方向での検討がなされているようです。

<sup>27</sup> GDPR33 条・34 条等

<sup>28</sup> [個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）](#) 2 参照

<sup>29</sup> 典型的な適用場面について、[個人情報保護委員会「個人情報保護法の基本」（2023 年 9 月）](#) 38 頁参照

の個人情報保護関連法令において必ずしも見受けられない規制も存在するため、留意が必要です。

## 5. あとがき

本稿では、厳格であるといわれる GDPR 等の外国法令に適合した対応だけではカバーしきれない、日本の個人情報保護法の追加要件を整理しました。日本市場を担当される外国事業者の皆さまが、必要なポイントを素早く把握する際の一助となれば幸いです。

本ニュースレターは、法務等に関するアドバイスの提供を目的とするものではありません。  
具体的な案件に関するご相談は、弁護士等の専門家へ必ずご相談いただきますよう、お願ひいたします。  
また、本ニュースレターの見解は執筆者個人の見解であり、当事務所の見解ではありません。